

議案第42号

三養基西部土地開発公社定款の一部変更について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行に伴い、所要の整備を行うため、三養基西部土地開発公社定款の一部を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成30年 9月10日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、三養基西部土地開発公社定款の一部を変更する必要があるため、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

三養基西部土地開発公社定款の一部を変更する定款

三養基西部土地開発公社定款（昭和 48 年佐賀県指令 48 地第 4199 号）の一部を次のように変更する。

第 7 条第 4 項中「民法第 5 9 条」を「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）第 1 6 条第 8 項」に改める。

第 1 8 条中「(昭和 4 7 年法律第 6 6 号)」を削る。

附 則

この定款は、佐賀県知事の認可の日から施行する。

三養基西部土地開発公社定款の一部を変更する定款 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(役員の仕事及び権限)</p> <p>第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、理事長を補佐して業務を処理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、規定の定めるところにより、公社の業務を掌理する。</p> <p>4 監事は、<u>公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項</u>の職務を行う。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第18条 公社は、第1条の目的を達成するため、公有地の拡大の推進にする法律_____第17条第1項各号（第1項第1号ニを除く）に掲げる業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、国、地方公共団体、その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得の斡旋、調査、測量、その他これらに類する業務を行う。</p>	<p>(役員の仕事及び権限)</p> <p>第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、理事長を補佐して業務を処理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、規定の定めるところにより、公社の業務を掌理する。</p> <p>4 監事は、<u>民法第59条</u>の職務を行う。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第18条 公社は、第1条の目的を達成するため、公有地の拡大の推進にする法律（昭和47年法律第66号）第17条第1項各号（第1項第1号ニを除く）に掲げる業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、国、地方公共団体、その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得の斡旋、調査、測量、その他これらに類する業務を行う。</p>